

# 令和元年度（2019年度）熊本県障害者施策推進審議会

日時：令和2年（2020年）1月31日（金）

午後1時30分から午後3時30分まで

場所：ホテル熊本テルサ3階（たい樹）

## 次 第

### 1 開 会

### 2 会長選出

### 3 議 題

（1）第5期熊本県障がい者計画の進捗状況について・・・資料1

（2）次期計画の策定について（スケジュール、当事者アンケート等について）・・・資料2、3

### 4 閉 会



# 熊本県障害者施策推進審議会委員名簿

50音順

氏名	所属	職名	備考
あいざわ あきのり 相澤 明憲	熊本県精神保健福祉協会	理事	
いまよし みつひろ 今吉 光弘	熊本学園大学社会福祉学部	非常勤講師	
うおずみ かよこ 魚住 佳代子	熊本県障害児・者親の会連合会	副会長	
うした たくや 牛田 卓也	熊本県教育委員会事務局 教育指導局	局長	欠席
うちの こうき 内野 幸喜	熊本県議会	厚生常任委員会 委員長	
えさき こういち 江崎 公一	熊本県精神障害者団体連合会	副会長	
かい のりひこ 甲斐 憲彦	熊本県手をつなぐ育成会	常務理事	
かなわ しきこ 金和 史岐子	熊本県身体障害児者施設協議会	副会長	
くらた かよ 倉田 賀世	熊本大学法学部	教授	
さかくち まさひろ 坂口 正浩	熊本県自閉スペクトラム症協会	会長	
たけだ つとむ 竹田 勉	熊本県身体障害者福祉団体連合会	常務理事	
たまがき きほこ 玉垣 希望子	熊本県知的障がい者施設協会	日中活動支援部会長	
ともえだ あつのぶ 友枝 篤宣	熊本市健康福祉局障がい者支援部 障がい保健福祉課	課長	
なかむら けいこ 中村 敬子	九州ルーテル学院大学人文学部	教授	
ながひろ ゆき 長廣 幸	熊本難病・疾病団体協議会	幹事	
ひくち まなぶ 樋口 学	嘉島町 町民課	課長	
むらかみ やすゆき 村上 泰幸	熊本県精神障害者福祉会連合会	理事	
やなぎだ せいき 柳田 誠喜	熊本県社会福祉協議会	常務理事	欠席
やまもと ともはる 山本 友晴	熊本県中小企業家同友会	障がい者雇用支援委員会 委員	
わたなべ ひでき 渡辺 秀樹	厚生労働省 熊本労働局職業安定部	部長	



令和元年度（2019年度）熊本県障害者施策推進審議会

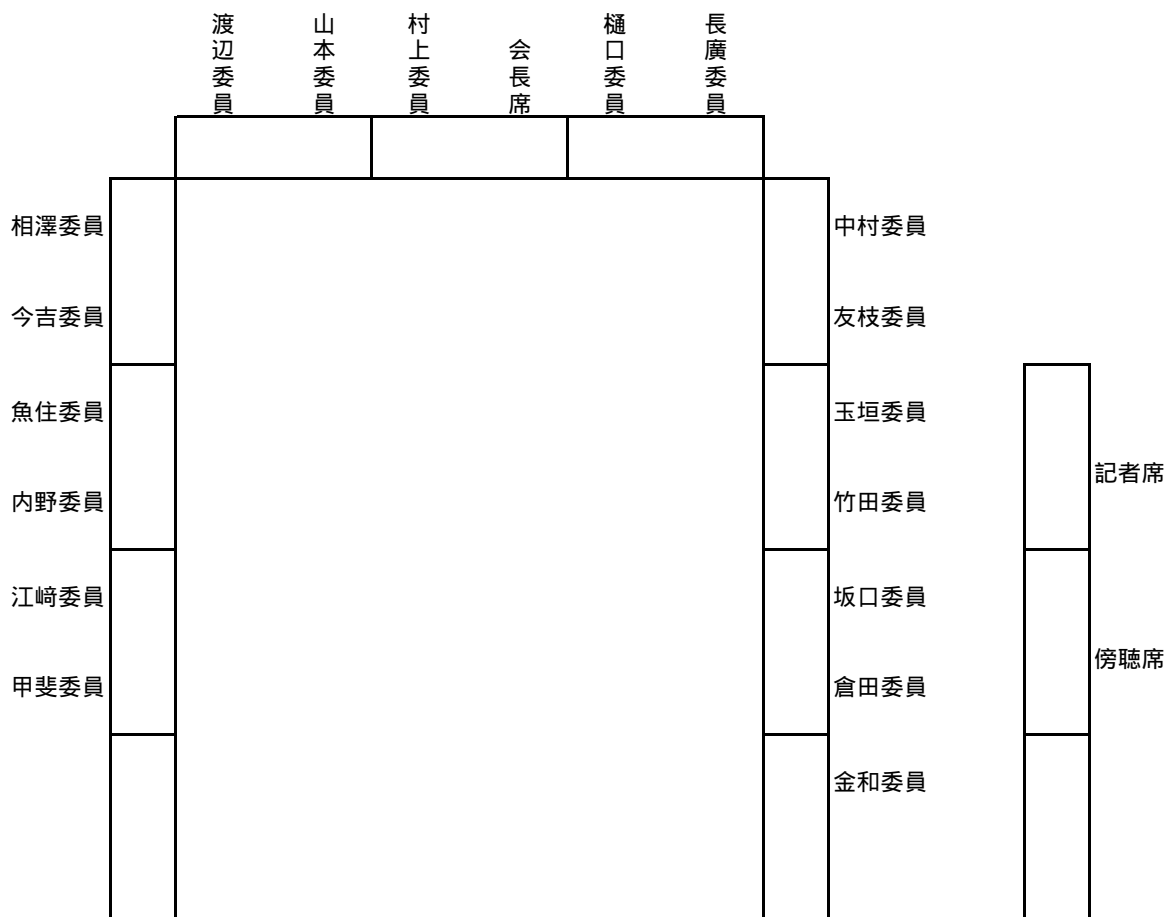
事務局 出席者名簿

部名	課名	職名	氏名
健康福祉部		健康福祉部長	渡辺 克淑
		子ども・障がい福祉局長	沼川 敦彦
	障がい者支援課	首席審議員兼課長	永友 義孝
		審議員	高島 幸一
		課長補佐	内村 太
		企画共生班長	神西 良三
		総務班長	浦川 恵美
		社会参加班長	工藤 香奈
		サービス向上班長	小崎 博文
		発達障がい・療育班長	長嶺 宏則
		精神保健福祉班長	内尾 栄利
		参事	太田 竜
		主任技師	城 裕可里
		主事	杉本 芙美
主事	永松 卓馬		



# 令和元年度（2019年度）熊本県障害者施策推進審議会

令和2年（2020年）1月31日（金）午後1時30分から  
ホテル熊本テルサ3階（たい樹）



太田参事	神西補佐	内村補佐	永友課長	渡辺部長	沼川局長	高島審議員	内尾補佐	小崎補佐	工藤補佐

杉本主事	長嶺主幹	広報グループ	危機管理	交通政策	健康福祉	地域支合	高齢支援	浦川主幹	永松主事

城主任	認知・地ケ	社会福祉	子未来	医療政策	健づくり	消費生活	労働雇用	むらづくり	道路保全

建	築	住	宅	管理調達	県警本部	教育庁	労働局	広域本部・地域振興局

広域本部・地域振興局								

出入口





## 障害者基本法（昭和45年法律第84号）（抄）

（障害者基本計画等）

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3～4 （略）

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第36条第1項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

8 第2項又は第3項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9 第4項及び第7項の規定は障害者基本計画の変更について、第5項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第6項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

（都道府県等における合議制の機関）

第36条 都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

一 都道府県障害者計画に関し、第11条第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

4～5 （略）

**熊本県障害者施策推進審議会条例（昭和 48 年熊本県条例第 15 号）****（趣旨）**

第 1 条 この条例は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 3 項の規定に基づき、熊本県障害者施策推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

**（組織）**

第 2 条 審議会は、20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

**（任期）**

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

**（会長）**

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

**（会議）**

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

**（庶務）**

第 6 条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

**（雑則）**

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。